

北九州市食育推進ロゴマーク利用に関する取扱要領

この要領は、北九州市（以下「本市」という。）が定めた、市民に対して食育を普及・啓発するためのロゴマークの利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用の目的）

第1 北九州市の食育推進にかかるロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）は、市民に対する食育の普及・啓発のシンボルとし、官民を挙げた取組みであることを示すとともに、わかりやすく、かつ親しみのあるものとするを目的として利用する。

（図柄等）

第2 ロゴマークのデザイン及び色は、別図の通りとする。

（利用の対象物）

第3 ロゴマークは、北九州市、北九州市教育委員会及び第6により承認を受けた者が作製する、市民に対する食育の普及・啓発にかかる目的に沿ったポスター、チラシ、パンフレット等の資材に表示することができる。

2 ロゴマークは、販売目的の商品に表示することはできない。

3 ロゴマークは、北九州市、北九州市教育委員会及び第6により承認を受けた者の関係者の名刺に印刷することができる。

（利用の条件）

第4 ロゴマークを利用する者（以下「利用者」という。）は、第2に定める図柄等をみだりに改変して利用してはならない。ただし、印刷物等のデザイン上、単色刷り又は2色刷りを選択することができる。

2 利用者がロゴマークを印刷物に利用する場合は、原則として「北九州市健康イメージキャラクタースマッキー」の表記を入れることとする。

3 ロゴマーク本体に係らない範囲で、上下左右に文字を書き込んで利用することができる。ただし、併記する文字は、北九州市保健福祉局長（以下「局長」という。）の認めるものに限る。

4 局長は、ロゴマークの利用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとする。

（利用者の範囲）

第5 ロゴマークは、北九州市及び北九州市教育委員会のほか、次に掲げるものに限り利用することができる。

(1) 北九州市食育推進ネットワークに登録する団体、個人等

(2) 北九州市地産地消サポーター、きたきゅう健康づくり応援店

- (3) 上記のほか、食育推進について賛同し、協力、実践すると認められる企業、団体、個人

(利用申請及び承認)

第6 ロゴマークを利用する者（以下「申請者」という。）は、「様式1」により局長あてに申請しなければならない。ただし、北九州市及び北九州市教育委員会が利用する場合は、利用申請及び承認の手続きを省略することができる。

2 局長は内容を審査のうえ、本要領に適合すると認めた申請について、「様式2」により承認する。なお、利用期間は、承認日から当該承認日が属する年度の末日までとする。

3 局長は、ロゴマーク利用の承認を受けた者が、この要領に違反した場合には、利用承認の取消し及び是正のための措置をとることができる。

(ロゴマークの利用料)

第7 ロゴマークの利用に係る対価は徴収しない。

(利用者の義務)

第8 利用者は、関係法規を遵守するとともに、ロゴマークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことのないように努めるものとする。

2 利用者は、利用するロゴマークを付した資材等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負うものとする。

3 利用者は、局長から要請がある場合は、ロゴマークの利用実態の報告を行わなければならない。

(ロゴマークの適正利用)

第9 ロゴマークを表示する者がこの要領を遵守せずに、不正に利用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- (1) 警告
- (2) 利用承認の取消し
- (3) 利用者名公表
- (4) 訴訟

(その他)

第10 当該取扱要領に定めのないものについては、局長が定めるものとする。

(付則)

この要領は、平成22年7月8日から施行する。

この要領は、令和元年12月12日から施行する。